

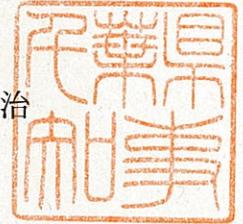


申請

平成25年10月22日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍晋三様

千葉県知事 鈴木栄治



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
平成25年7月3日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
千葉県木更津市、市原市、船橋市、八千代市、芝山町において産出されたたけのこ
- 解除を申請する理由
別紙参照

別紙1

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

木更津市で産出されるたけのこ

2 検査状況

(1) 現在までの検査結果 (別表)

平成25年4月に、千葉県が木更津市内のたけのこ(24検体)について放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:1.7Bq/kg、最大値:5.7Bq/kg)、昨年基準値を超えた地点では大きく下回った(H24:120Bq/kg→H25:7.4Bq/kg)。また、木更津市と隣接する市原市をあわせた地域での検査結果(標本数54)を対数正規分布に当てはめると、たけのこが基準値を超える確率は低い(95パーセンタイル値3.9Bq/kg)ことが推定できる。

(2) 検査地点の選定基準

これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点とその周辺、木更津市内の竹林分布から検査する地点を満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

3 千葉県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

たけのこの発生状況を確認しながら、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

また、出荷されるたけのこの安全性を確保するため、過去の検査で5.0Bq/kgを超えた地点に加え、過去に検査を行っていない地点から出荷しようとする場合は、県、市町村、生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、発生期間内の1週間に1回を基準とした定期的検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

千葉県と木更津市は連携し、同市内でたけのこ生産を行う生産者について、生産者ごとに、竹林所在地、出荷先、出荷量などを記録した台帳を作成する。記載内容等の

変更があった場合は、その都度更新する。

また、千葉県と木更津市は JA、直売所、卸売市場等に対し、生産者ごとの入荷先、販売先の記録の保存及び、新規生産者からの入荷の場合は、産地などを確認し木更津市に報告するよう要請する。当該情報により新たに生産者を把握した場合は、台帳を更新する。

(3) 生産指導の実施

千葉県は木更津市と連携し、生産者に対して、たけのこの放射性セシウム濃度の低減効果の可能性がある竹林の伐竹や落葉かきなどの栽培管理を指導する。

(4) 出荷制限地域のたけのこが出荷されないことの確保

ア 生産者対策

千葉県と市町村は連携し、県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への周知を行う。

イ 流通対策

千葉県と市町村は連携し、千葉県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、JA、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限地域のたけのこを扱わないことや、市町村名の表示がないたけのこについては、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にインターネット上で監視を行い、出荷制限地域のたけのこが販売されていないかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに木更津市のたけのこの出荷自粛を要請するとともに、発生期間中の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中のたけのこの回収を併せて要請する。

(6) 生産者等へ周知

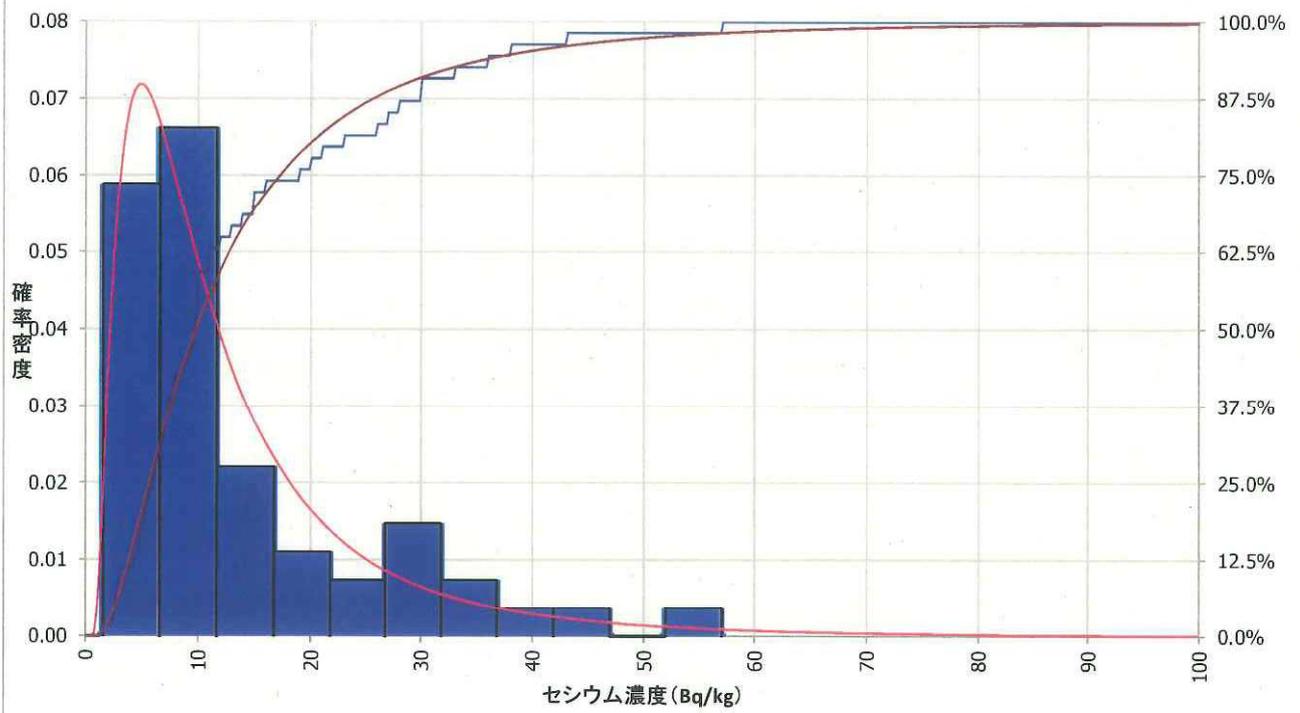
千葉県は木更津市と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

千葉県市原市及び木更津市のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ	
		検査結果	
市原市	1	H25.4.9	8.8
	2	H25.4.9	4.9
	3	H25.4.9	5.7
	4	H25.4.9	7.5
	5	H25.4.9	<2.6
	6	H25.4.9	4.3
	7	H25.4.11	43
	8	H25.4.11	23
	9	H25.4.11	7.1
	10	H25.4.11	1.6
	11	H25.4.11	33
	12	H25.4.11	14
	13	H25.4.16	7.1
	14	H25.4.16	5.3
	15	H25.4.16	12
	16	H25.4.16	6.7
	17	H25.4.16	8.0
	18	H25.4.16	<2.7
	19	H25.4.19	21
	20	H25.4.19	9.9
	21	H25.4.19	27
	22	H25.4.24	11
	23	H25.4.24	9.7
	24	H25.4.24	9.9
	25	H25.4.24	9.7
	26	H25.4.24	2.9
	27	H25.4.24	6.2
	28	H25.4.24	3.2
	29	H25.4.24	9.2
	30	H25.4.24	9.5
木更津市	1	H25.4.5	5.4
	2	H25.4.9	4.9
	3	H25.4.9	<2.7
	4	H25.4.9	10
	5	H25.4.9	6.4
	6	H25.4.11	20
	7	H25.4.11	7.4
	8	H25.4.11	28
	9	H25.4.11	11
	10	H25.4.11	38
	11	H25.4.19	15
	12	H25.4.19	26
	13	H25.4.19	10
	14	H25.4.19	15
	15	H25.4.19	30
	16	H25.4.19	6.1
	17	H25.4.19	4.8
	18	H25.4.19	30
	19	H25.4.19	7.9
	20	H25.4.24	16
	21	H25.4.24	57
	22	H25.4.24	36
	23	H25.4.24	19
	24	H25.4.24	13

	実測値	対数正規分布
平均値	13.8	14.1
最大値	57.0	無限大
最小値	1.6	0.5
中央値	9.7	9.9
標準偏差	11.8	14.2
95パーセンタイル値		39.0
標本数	54	

たけのこのセシウム濃度分布(市原市・木更津市)のモデル



(参考)

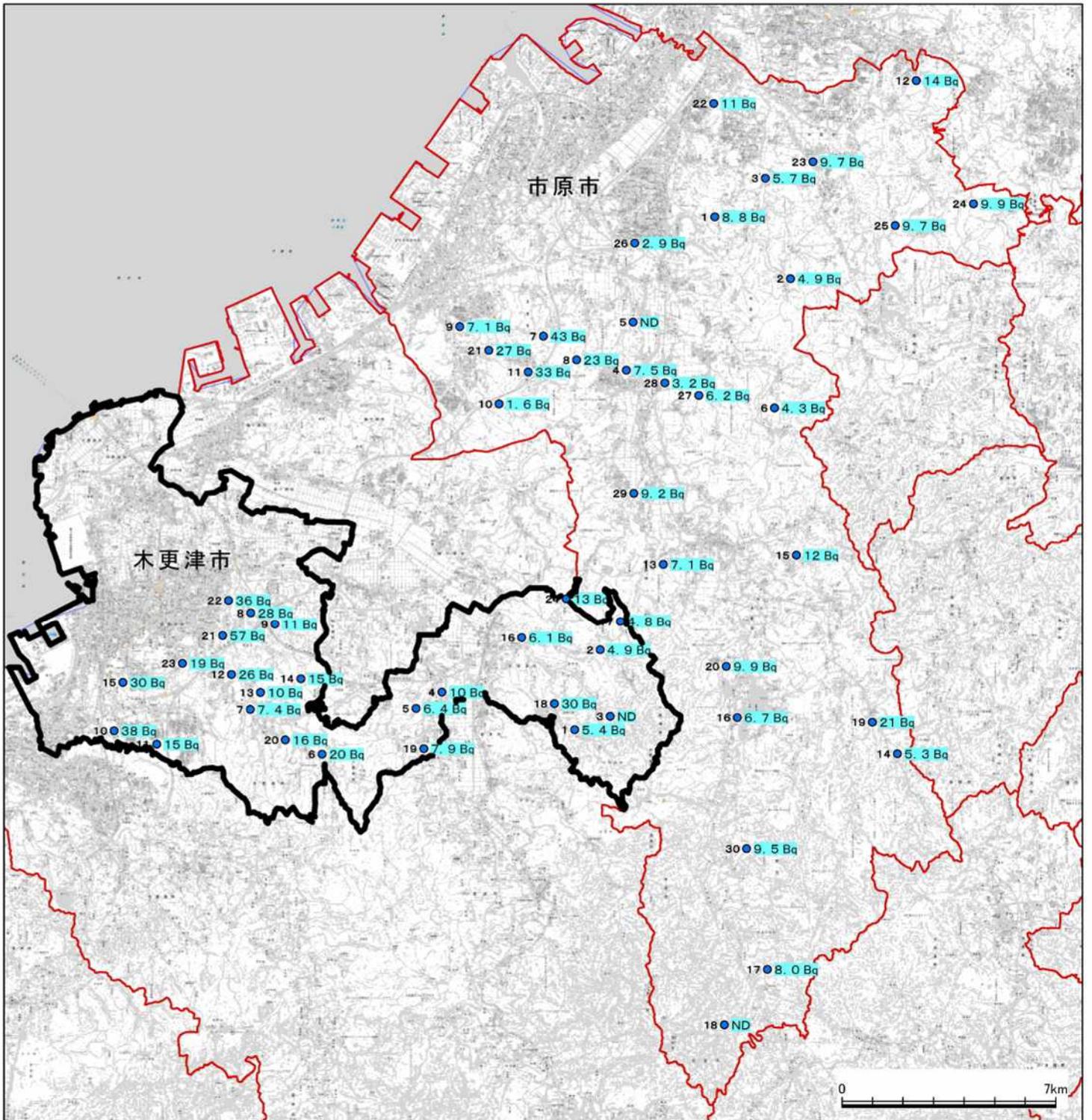
千葉県木更津市のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ			
		検査結果	対数値		
木更津市	1	H25.4.5	5.4	0.7324	
	2	H25.4.9	4.9	0.6902	
	3	H25.4.9	<2.7	0.4314	
	4	H25.4.9	10	1.0000	
	5	H25.4.9	6.4	0.8062	
	6	H25.4.11	20	1.3010	
	7	H25.4.11	7.4	0.8692	
	8	H25.4.11	28	1.4472	
	9	H25.4.11	11	1.0414	
	10	H25.4.11	38	1.5798	
	11	H25.4.19	15	1.1761	
	12	H25.4.19	26	1.4150	
	13	H25.4.19	10	1.0000	
	14	H25.4.19	15	1.1761	
	15	H25.4.19	30	1.4771	
	16	H25.4.19	6.1	0.7853	
	17	H25.4.19	4.8	0.6812	
	18	H25.4.19	30	1.4771	
	19	H25.4.19	7.9	0.8976	
	20	H25.4.24	16	1.2041	
	21	H25.4.24	57	1.7559	
	22	H25.4.24	36	1.5563	
	23	H25.4.24	19	1.2788	
	24	H25.4.24	13	1.1139	

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値	対数値	真数値
17.5	1.1206	13.2
57.0	1.7559	57.0
2.7	0.4314	2.7
14.0	1.1450	14.0
13.4	0.3417	2.2
	1.6827	48.2
24		

木更津市の検査箇所位置図



別紙2

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

市原市で産出されるたけのこ

2 検査状況

(1) 現在までの検査結果 (別表)

平成25年4月に、千葉県が市原市内のたけのこ(30検体)について放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値: 1.1 Bq/kg、最大値: 4.3 Bq/kg)、昨年基準値を超えた地点では大きく下回った(H24: 1.10 Bq/kg→H25: 7.1 Bq/kg)。また、市原市と隣接する木更津市をあわせた地域での検査結果(標本数54)を対数正規分布に当てはめると、たけのこが基準値を超える確率は低い(95パーセンタイル値3.9 Bq/kg)ことが推定できる。

(2) 検査地点の選定基準

これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点とその周辺、市原市内の竹林分布から検査する地点を満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

3 千葉県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

たけのこの発生状況を確認しながら、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

また、出荷されるたけのこの安全性を確保するため、過去の検査で5.0 Bq/kgを超えた地点に加え、過去に検査を行っていない地点から出荷しようとする場合は、県、市町村、生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、発生期間内の1週間に1回を基準とした定期的検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

千葉県と市原市は連携し、同市内でたけのこ生産を行う生産者について、生産者ごとに、竹林所在地、出荷先、出荷量などを記録した台帳を作成する。記載内容等の変

更があった場合は、その都度更新する。

また、千葉県と市原市は JA、直売所、卸売市場等に対し、生産者ごとの入荷先、販売先の記録の保存及び、新規生産者からの入荷の場合は、産地などを確認し市原市に報告するよう要請する。当該情報により新たに生産者を把握した場合は、台帳を更新する。

(3) 生産指導の実施

千葉県は市原市と連携し、生産者に対して、たけのこの放射性セシウム濃度の低減効果の可能性がある竹林の伐竹や落葉かきなどの栽培管理を指導する。

(4) 出荷制限地域のたけのこが出荷されないことの確保

ア 生産者対策

千葉県と市町村は連携し、県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への周知を行う。

イ 流通対策

千葉県と市町村は連携し、千葉県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、JA、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限地域のたけのこを扱わないことや、市町村名の表示がないたけのこについては、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にインターネット上で監視を行い、出荷制限地域のたけのこが販売されていないかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに市原市のたけのこの出荷自粛を要請するとともに、発生期間中の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中のたけのこの回収を併せて要請する。

(6) 生産者等へ周知

千葉県は市原市と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

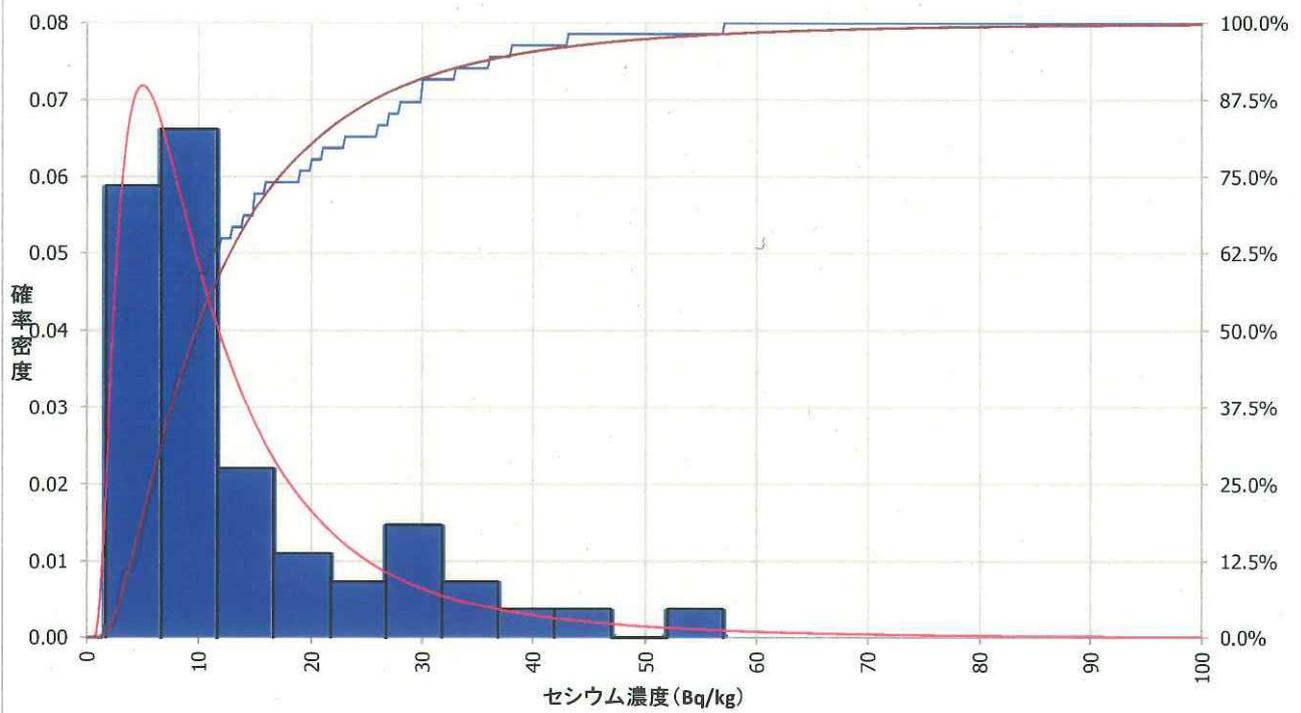
千葉県市原市及び木更津市のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ	
		検査結果	
市原市	1	H25.4.9	8.8
	2	H25.4.9	4.9
	3	H25.4.9	5.7
	4	H25.4.9	7.5
	5	H25.4.9	<2.6
	6	H25.4.9	4.3
	7	H25.4.11	43
	8	H25.4.11	23
	9	H25.4.11	7.1
	10	H25.4.11	1.6
	11	H25.4.11	33
	12	H25.4.11	14
	13	H25.4.16	7.1
	14	H25.4.16	5.3
	15	H25.4.16	12
	16	H25.4.16	6.7
	17	H25.4.16	8.0
	18	H25.4.16	<2.7
	19	H25.4.19	21
	20	H25.4.19	9.9
	21	H25.4.19	27
	22	H25.4.24	11
	23	H25.4.24	9.7
	24	H25.4.24	9.9
	25	H25.4.24	9.7
	26	H25.4.24	2.9
	27	H25.4.24	6.2
	28	H25.4.24	3.2
	29	H25.4.24	9.2
	30	H25.4.24	9.5
木更津市	1	H25.4.5	5.4
	2	H25.4.9	4.9
	3	H25.4.9	<2.7
	4	H25.4.9	10
	5	H25.4.9	6.4
	6	H25.4.11	20
	7	H25.4.11	7.4
	8	H25.4.11	28
	9	H25.4.11	11
	10	H25.4.11	38
	11	H25.4.19	15
	12	H25.4.19	26
	13	H25.4.19	10
	14	H25.4.19	15
	15	H25.4.19	30
	16	H25.4.19	6.1
	17	H25.4.19	4.8
	18	H25.4.19	30
	19	H25.4.19	7.9
	20	H25.4.24	16
	21	H25.4.24	57
	22	H25.4.24	36
	23	H25.4.24	19
	24	H25.4.24	13

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値	対数正規分布
13.8	14.1
57.0	無限大
1.6	0.5
9.7	9.9
11.8	14.2
	39.0
54	

たけのこのセシウム濃度分布(市原市・木更津市)のモデル



(参考)

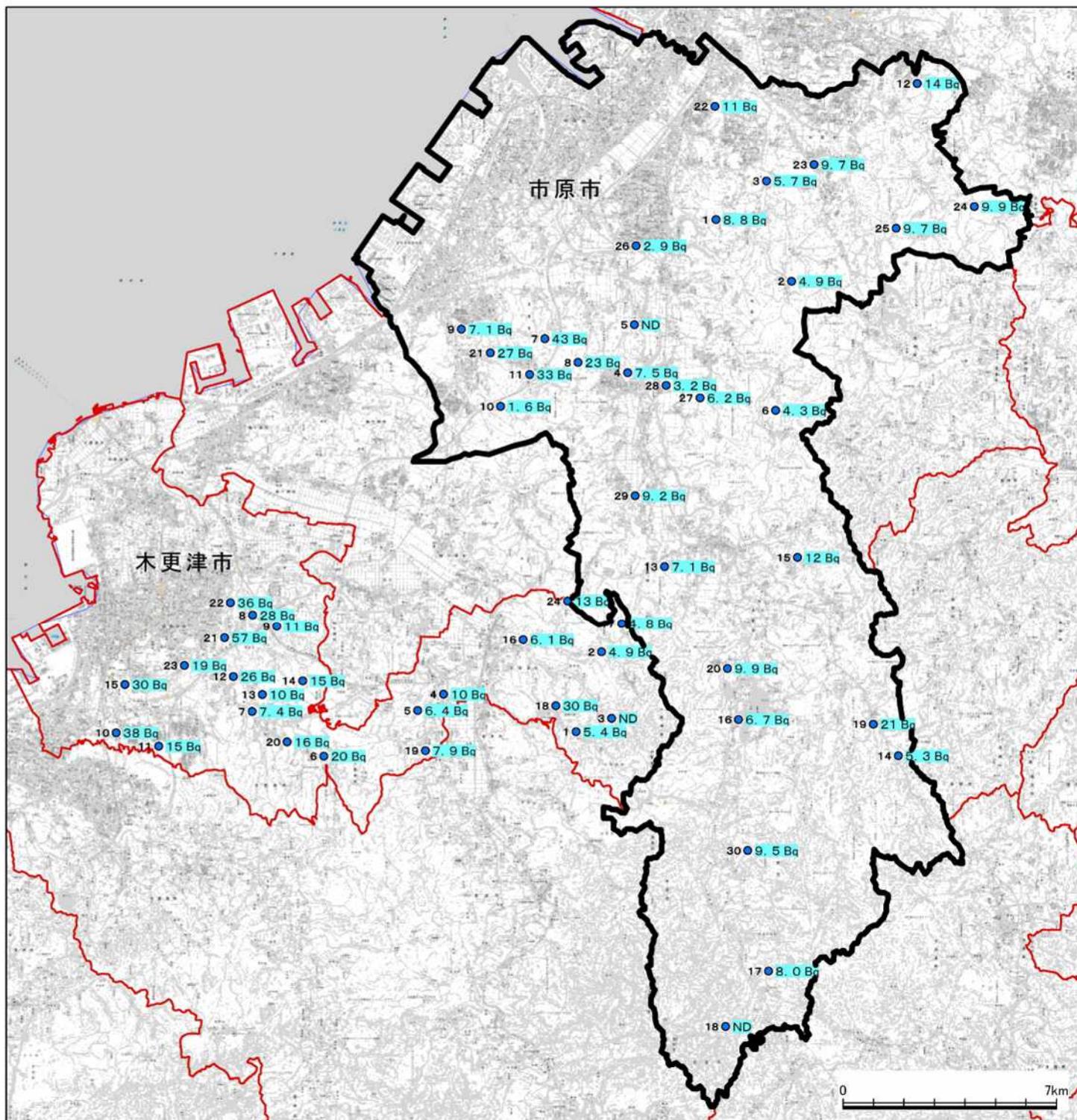
千葉県市原市のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ		
		検査結果	対数値	
市原市	1	H25.4.9	8.8	0.9445
	2	H25.4.9	4.9	0.6902
	3	H25.4.9	5.7	0.7559
	4	H25.4.9	7.5	0.8751
	5	H25.4.9	<2.6	0.4150
	6	H25.4.9	4.3	0.6335
	7	H25.4.11	43	1.6335
	8	H25.4.11	23	1.3617
	9	H25.4.11	7.1	0.8513
	10	H25.4.11	1.6	0.2041
	11	H25.4.11	33	1.5185
	12	H25.4.11	14	1.1461
	13	H25.4.16	7.1	0.8513
	14	H25.4.16	5.3	0.7243
	15	H25.4.16	12	1.0792
	16	H25.4.16	6.7	0.8261
	17	H25.4.16	8.0	0.9031
	18	H25.4.16	<2.7	0.4314
	19	H25.4.19	21	1.3222
	20	H25.4.19	9.9	0.9956
	21	H25.4.19	27	1.4314
	22	H25.4.24	11	1.0414
	23	H25.4.24	9.7	0.9868
	24	H25.4.24	9.9	0.9956
	25	H25.4.24	9.7	0.9868
	26	H25.4.24	2.9	0.4624
	27	H25.4.24	6.2	0.7924
	28	H25.4.24	3.2	0.5051
	29	H25.4.24	9.2	0.9638
	30	H25.4.24	9.5	0.9777

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値	対数値	真数値
10.9	0.9102	8.1
43.0	1.6335	43.0
1.6	0.2041	1.6
8.4	0.9238	8.4
9.5	0.3335	2.2
	1.4587	28.8
30		

市原市の検査箇所位置図



別紙3

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

船橋市で産出されるたけのこ

2 検査状況

(1) 現在までの検査結果 (別表)

平成25年4～5月に、千葉県が船橋市内のたけのこ(25検体)について放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:22Bq/kg、最大値:54Bq/kg)、昨年基準値を超えた地点では大きく下回った(H24:110Bq/kg→H25:22Bq/kg)。また、船橋市と隣接する八千代市をあわせた地域での検査結果(標本数50)を対数正規分布に当てはめると、たけのこが基準値を超える確率は低い(95パーセンタイル値54Bq/kg)ことが推定できる。

(2) 検査地点の選定基準

これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点とその周辺、船橋市内の竹林分布から検査する地点を満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

3 千葉県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

たけのこの発生状況を確認しながら、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

また、出荷されるたけのこの安全性を確保するため、過去の検査で50Bq/kgを超えた地点に加え、過去に検査を行っていない地点から出荷しようとする場合は、県、市町村、生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、発生期間内の1週間に1回を基準とした定期的検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

千葉県と船橋市は連携し、同市内でたけのこ生産を行う生産者について、生産者ごとに、竹林所在地、出荷先、出荷量などを記録した台帳を作成する。記載内容等の変

更があった場合は、その都度更新する。

また、千葉県と船橋市は JA、直売所、卸売市場等に対し、生産者ごとの入荷先、販売先の記録の保存及び、新規生産者からの入荷の場合は、産地などを確認し船橋市に報告するよう要請する。当該情報により新たに生産者を把握した場合は、台帳を更新する。

(3) 生産指導の実施

千葉県は船橋市と連携し、生産者に対して、たけのこの放射性セシウム濃度の低減効果の可能性がある竹林の伐竹や落葉かきなどの栽培管理を指導する。

(4) 出荷制限地域のたけのこが出荷されないことの確保

ア 生産者対策

千葉県と市町村は連携し、県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への周知を行う。

イ 流通対策

千葉県と市町村は連携し、千葉県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、JA、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限地域のたけのこを扱わないことや、市町村名の表示がないたけのこについては、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にインターネット上で監視を行い、出荷制限地域のたけのこが販売されていないかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに船橋市のたけのこの出荷自粛を要請するとともに、発生期間中の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中のたけのこの回収を併せて要請する。

(6) 生産者等へ周知

千葉県は船橋市と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

千葉県八千代市及び船橋市のたけのこに係る検査結果

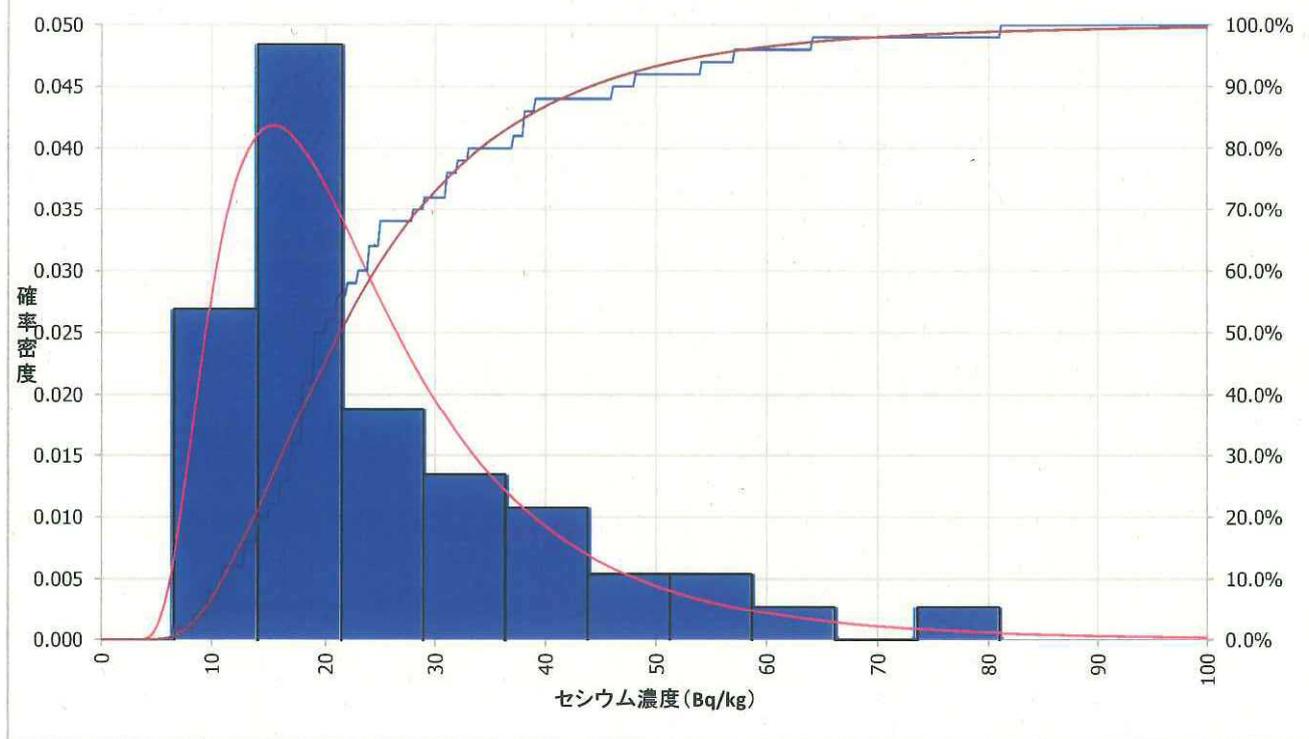
生産者	検査日	たけのこ	
		検査結果	
八千代市	1	H25.4.11	21
	2	H25.4.11	18
	3	H25.4.11	8.3
	4	H25.4.11	14
	5	H25.4.12	21
	6	H25.4.18	29
	7	H25.4.24	24
	8	H25.4.24	6.6
	9	H25.4.25	19
	10	H25.4.25	39
	11	H25.4.26	38
	12	H25.5.2	18
	13	H25.5.2	19
	14	H25.5.2	57
	15	H25.5.2	32
	16	H25.5.2	24
	17	H25.5.2	31
	18	H25.5.8	19
	19	H25.5.8	81
	20	H25.5.8	16
	21	H25.5.8	64
	22	H25.5.8	18
	23	H25.5.8	33
	24	H25.5.8	48
	25	H25.5.8	20
船橋市	1	H25.4.5	9.7
	2	H25.4.16	17
	3	H25.4.16	37
	4	H25.4.16	25
	5	H25.4.16	46
	6	H25.4.16	19
	7	H25.4.16	54
	8	H25.4.16	22
	9	H25.4.24	31
	10	H25.4.24	18
	11	H25.4.24	11
	12	H25.4.26	28
	13	H25.5.8	25
	14	H25.5.8	18
	15	H25.5.8	16
	16	H25.5.8	13
	17	H25.5.8	9.6
	18	H25.5.8	23
	19	H25.5.8	11
	20	H25.5.9	17
	21	H25.5.9	13
	22	H25.5.9	17
	23	H25.5.9	14
	24	H25.5.9	38
	25	H25.5.9	15

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値 対数正規分布

25.3	25.3
81.0	無限大
6.6	2.7
19.5	21.4
15.2	15.4
	54.4
50	

たけのこのセシウム濃度分布(八千代市、船橋市)のモデル



(参考)

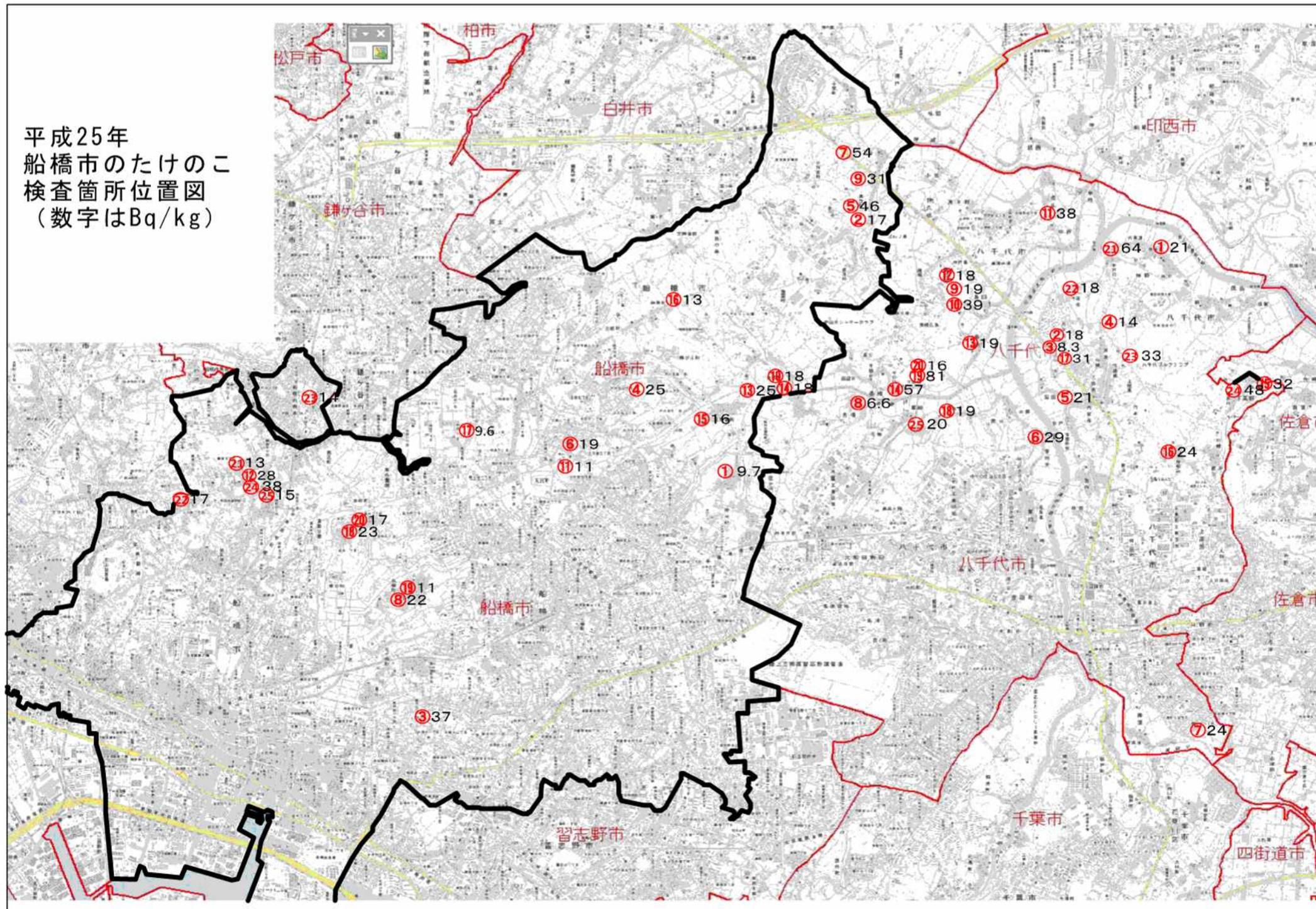
千葉県船橋市のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ		
		検査結果	対数値	
船橋市	1	H25.4.5	9.7	0.9868
	2	H25.4.16	17	1.2304
	3	H25.4.16	37	1.5682
	4	H25.4.16	25	1.3979
	5	H25.4.16	46	1.6628
	6	H25.4.16	19	1.2788
	7	H25.4.16	54	1.7324
	8	H25.4.16	22	1.3424
	9	H25.4.24	31	1.4914
	10	H25.4.24	18	1.2553
	11	H25.4.24	11	1.0414
	12	H25.4.26	28	1.4472
	13	H25.5.8	25	1.3979
	14	H25.5.8	18	1.2553
	15	H25.5.8	16	1.2041
	16	H25.5.8	13	1.1139
	17	H25.5.8	9.6	0.9823
	18	H25.5.8	23	1.3617
	19	H25.5.8	11	1.0414
	20	H25.5.9	17	1.2304
	21	H25.5.9	13	1.1139
	22	H25.5.9	17	1.2304
	23	H25.5.9	14	1.1461
	24	H25.5.9	38	1.5798
	25	H25.5.9	15	1.1761

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値	対数値	真数値
21.9	1.2907	19.5
54.0	1.7324	54.0
9.6	0.9823	9.6
18.0	1.2553	18.0
11.5	0.2060	1.6
	1.6297	42.6
25		

平成25年
船橋市のたけのこ
検査箇所位置図
(数字はBq/kg)



別紙4

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

八千代市で産出されるたけのこ

2 検査状況

(1) 現在までの検査結果 (別表)

平成25年4～5月に、千葉県が八千代市内のたけのこ(25検体)について放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:29 Bq/kg、最大値:81 Bq/kg)、昨年基準値を超えた地点では大きく下回った(H24:130 Bq/kg→H25:14 Bq/kg)。また、八千代市と隣接する船橋市をあわせた地域での検査結果(標本数50)を対数正規分布に当てはめると、たけのこが基準値を超える確率は低い(95パーセンタイル値54 Bq/kg)ことが推定できる。

(2) 検査地点の選定基準

これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点とその周辺、八千代市内の竹林分布から検査する地点を満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

3 千葉県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

たけのこの発生状況を確認しながら、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

また、出荷されるたけのこの安全性を確保するため、過去の検査で50 Bq/kgを超えた地点に加え、過去に検査を行っていない地点から出荷しようとする場合は、県、市町村、生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、発生期間内の1週間に1回を基準とした定期的検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

千葉県と八千代市は連携し、同市内でたけのこ生産を行う生産者について、生産者ごとに、竹林所在地、出荷先、出荷量などを記録した台帳を作成する。記載内容等の

変更があった場合は、その都度更新する。

また、千葉県と八千代市は JA、直売所、卸売市場等に対し、生産者ごとの入荷先、販売先の記録の保存及び、新規生産者からの入荷の場合は、産地などを確認し八千代市に報告するよう要請する。当該情報により新たに生産者を把握した場合は、台帳を更新する。

(3) 生産指導の実施

千葉県は八千代市と連携し、生産者に対して、たけのこの放射性セシウム濃度の低減効果の可能性がある竹林の伐竹や落葉かきなどの栽培管理を指導する。

(4) 出荷制限地域のたけのこが出荷されないことの確保

ア 生産者対策

千葉県と市町村は連携し、県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への周知を行う。

イ 流通対策

千葉県と市町村は連携し、千葉県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、JA、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限地域のたけのこを扱わないことや、市町村名の表示がないたけのこについては、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にインターネット上で監視を行い、出荷制限地域のたけのこが販売されていないかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに八千代市のたけのこの出荷自粛を要請するとともに、発生期間中の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中のたけのこの回収を併せて要請する。

(6) 生産者等へ周知

千葉県は八千代市と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

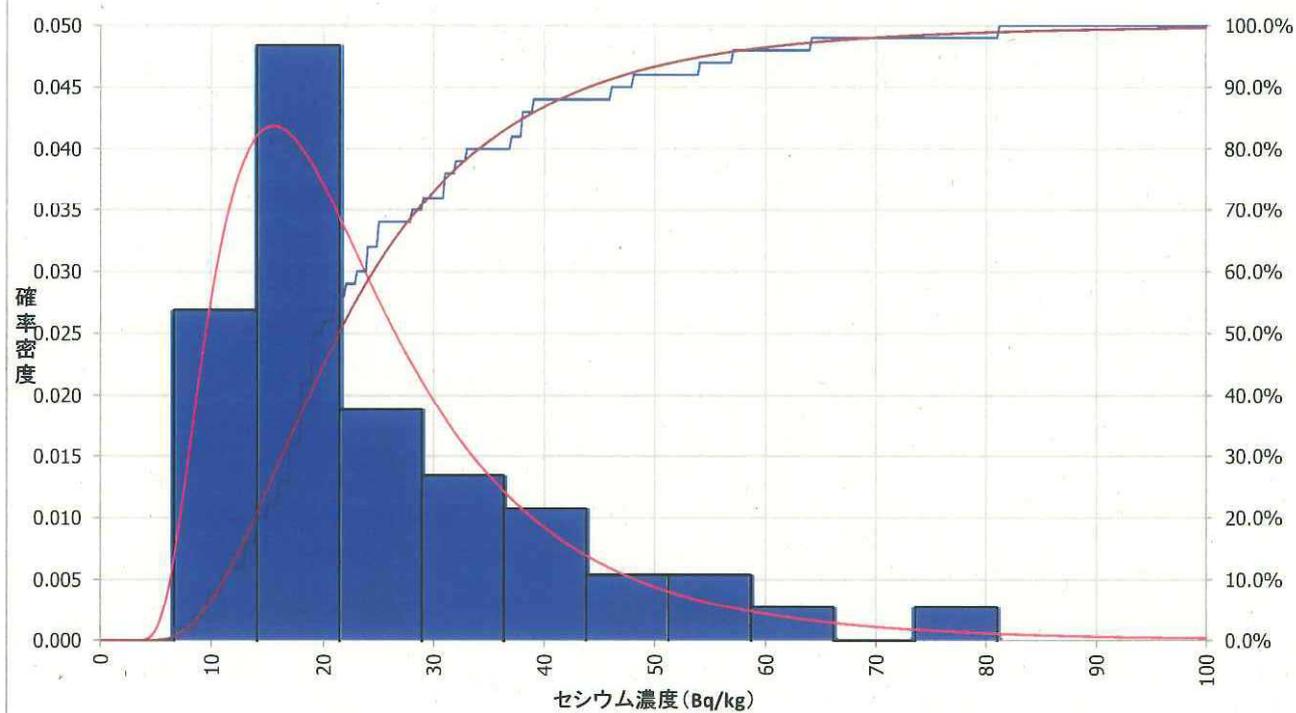
千葉県八千代市及び船橋市のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ	
		検査結果	
八千代市	1	H25.4.11	21
	2	H25.4.11	18
	3	H25.4.11	8.3
	4	H25.4.11	14
	5	H25.4.12	21
	6	H25.4.18	29
	7	H25.4.24	24
	8	H25.4.24	6.6
	9	H25.4.25	19
	10	H25.4.25	39
	11	H25.4.26	38
	12	H25.5.2	18
	13	H25.5.2	19
	14	H25.5.2	57
	15	H25.5.2	32
	16	H25.5.2	24
	17	H25.5.2	31
	18	H25.5.8	19
	19	H25.5.8	81
	20	H25.5.8	16
	21	H25.5.8	64
	22	H25.5.8	18
	23	H25.5.8	33
	24	H25.5.8	48
	25	H25.5.8	20
船橋市	1	H25.4.5	9.7
	2	H25.4.16	17
	3	H25.4.16	37
	4	H25.4.16	25
	5	H25.4.16	46
	6	H25.4.16	19
	7	H25.4.16	54
	8	H25.4.16	22
	9	H25.4.24	31
	10	H25.4.24	18
	11	H25.4.24	11
	12	H25.4.26	28
	13	H25.5.8	25
	14	H25.5.8	18
	15	H25.5.8	16
	16	H25.5.8	13
	17	H25.5.8	9.6
	18	H25.5.8	23
	19	H25.5.8	11
	20	H25.5.9	17
	21	H25.5.9	13
	22	H25.5.9	17
	23	H25.5.9	14
	24	H25.5.9	38
	25	H25.5.9	15

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値	対数正規分布
25.3	25.3
81.0	無限大
6.6	2.7
19.5	21.4
15.2	15.4
	54.4
50	

たけのこのセシウム濃度分布(八千代市、船橋市)のモデル



(参考)

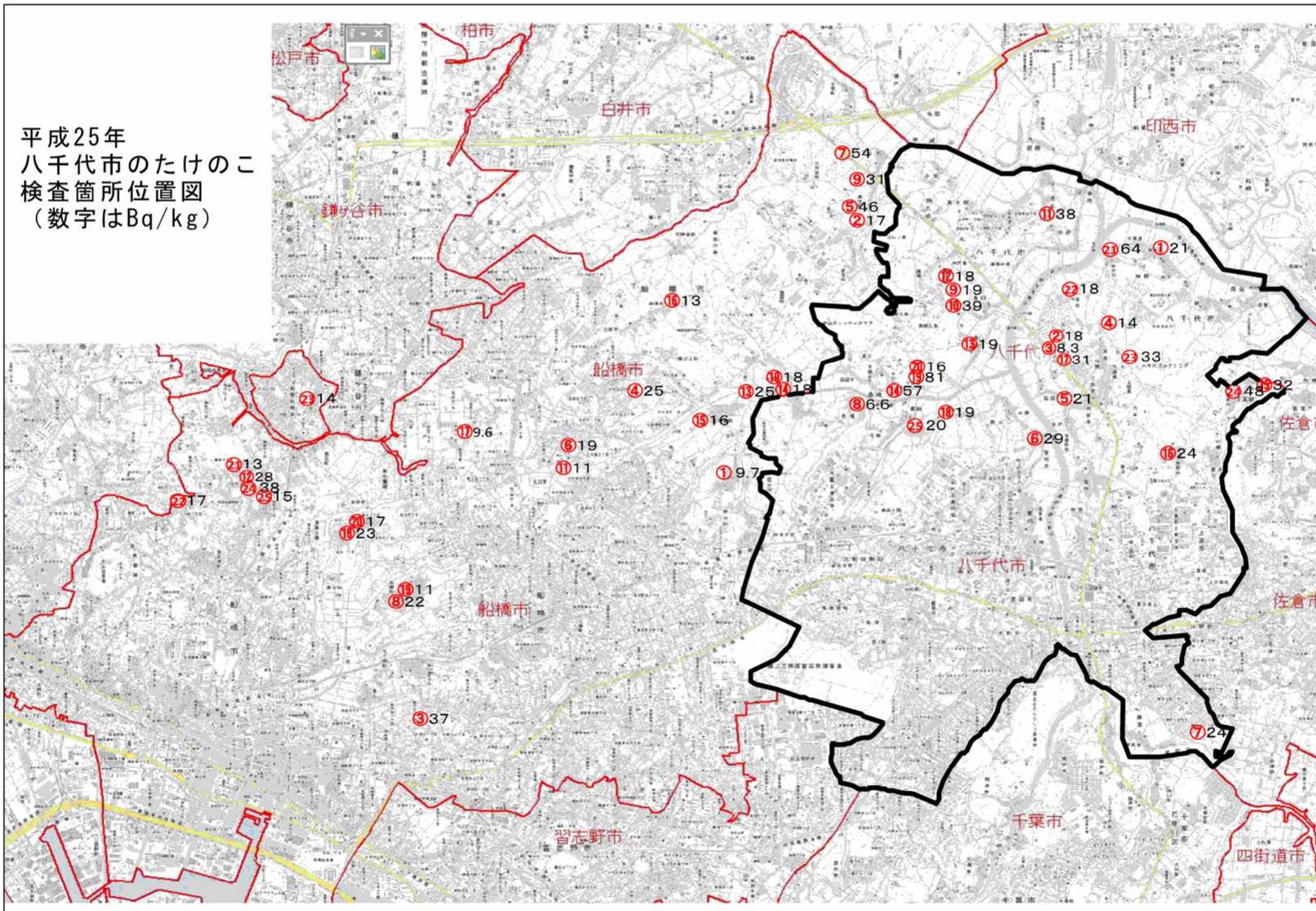
千葉県八千代市のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ			
		検査結果	対数値		
八千代市	1	H25.4.11	21	1.3222	
	2	H25.4.11	18	1.2553	
	3	H25.4.11	8.3	0.9191	
	4	H25.4.11	14	1.1461	
	5	H25.4.12	21	1.3222	
	6	H25.4.18	29	1.4624	
	7	H25.4.24	24	1.3802	
	8	H25.4.24	6.6	0.8195	
	9	H25.4.25	19	1.2788	
	10	H25.4.25	39	1.5911	
	11	H25.4.26	38	1.5798	
	12	H25.5.2	18	1.2553	
	13	H25.5.2	19	1.2788	
	14	H25.5.2	57	1.7559	
	15	H25.5.2	32	1.5051	
	16	H25.5.2	24	1.3802	
	17	H25.5.2	31	1.4914	
	18	H25.5.8	19	1.2788	
	19	H25.5.8	81	1.9085	
	20	H25.5.8	16	1.2041	
	21	H25.5.8	64	1.8062	
	22	H25.5.8	18	1.2553	
	23	H25.5.8	33	1.5185	
	24	H25.5.8	48	1.6812	
	25	H25.5.8	20	1.3010	

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値	対数値	真数値
28.7	1.3879	24.4
81.0	1.9085	81.0
6.6	0.8195	6.6
21.0	1.3222	21.0
17.7	0.2527	1.8
	1.8035	63.6
25		

平成25年
八千代市のたけのこ
検査箇所位置図
(数字はBq/kg)



別紙5

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

芝山町で産出されるたけのこ

2 検査状況

(1) 現在までの検査結果 (別表)

平成25年4月に、千葉県が芝山町内のたけのこについて放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値: 19Bq/kg、最大値: 50Bq/kg)、昨年基準値を超えた地点では大きく下回った(H24: 110Bq/kg→H25: 23Bq/kg)。また、検査結果(標本数50)を対数正規分布に当てはめると、たけのこが基準値を超える確率は低い(95パーセンタイル値40Bq/kg)ことが推定できる。

(2) 検査地点の選定基準

これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点とその周辺、芝山町内の竹林分布から検査する地点を満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

3 千葉県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

たけのこの発生状況を確認しながら、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

また、出荷されるたけのこの安全性を確保するため、過去の検査で50Bq/kgを超えた地点に加え、過去に検査を行っていない地点から出荷しようとする場合は、県、市町村、生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、発生期間内の1週間に1回を基準とした定期的検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

千葉県と芝山町は連携し、同町内でたけのこ生産を行う生産者について、生産者ごとに、竹林所在地、出荷先、出荷量などを記録した台帳を作成する。記載内容等の変

更があった場合は、その都度更新する。

また、千葉県と芝山町は JA、直売所、卸売市場等に対し、生産者ごとの入荷先、販売先の記録の保存及び、新規生産者からの入荷の場合は、産地などを確認し芝山町に報告するよう要請する。当該情報により新たに生産者を把握した場合は、台帳を更新する。

(3) 生産指導の実施

千葉県は芝山町と連携し、生産者に対して、たけのこの放射性セシウム濃度の低減効果の可能性がある竹林の伐竹や落葉かきなどの栽培管理を指導する。

(4) 出荷制限地域のたけのこが出荷されないことの確保

ア 生産者対策

千葉県と市町村は連携し、県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への周知を行う。

イ 流通対策

千葉県と市町村は連携し、千葉県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、JA、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限地域のたけのこを扱わないことや、市町村名の表示がないたけのこについては、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にインターネット上で監視を行い、出荷制限地域のたけのこが販売されていないかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに芝山町のたけのこの出荷自粛を要請するとともに、発生期間中の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中のたけのこの回収を併せて要請する。

(6) 生産者等へ周知

千葉県は芝山町と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

千葉県芝山町のたけのこに係る検査結果

生産者	検査日	たけのこ	
		検査結果	
芝山町	1	H25.4.18	12
	2	H25.4.18	20
	3	H25.4.18	11
	4	H25.4.18	23
	5	H25.4.18	17
	6	H25.4.18	19
	7	H25.4.18	21
	8	H25.4.18	17
	9	H25.4.18	34
	10	H25.4.18	18
	11	H25.4.18	5.8
	12	H25.4.18	8.0
	13	H25.4.23	8.9
	14	H25.4.23	4.0
	15	H25.4.23	17
	16	H25.4.23	12
	17	H25.4.23	22
	18	H25.4.23	8.7
	19	H25.4.23	27
	20	H25.4.23	5.0
	21	H25.4.23	15
	22	H25.4.23	26
	23	H25.4.23	27
	24	H25.4.23	50
	25	H25.4.23	19
	26	H25.4.23	31
	27	H25.4.24	26
	28	H25.4.24	12
	29	H25.4.24	11
	30	H25.4.24	36
	31	H25.4.24	33
	32	H25.4.24	30
	33	H25.4.25	43
	34	H25.4.25	21
	35	H25.4.25	18
	36	H25.4.25	14
	37	H25.4.25	16
	38	H25.4.25	19
	39	H25.4.25	8.2
	40	H25.4.25	43
	41	H25.4.25	35
	42	H25.4.25	24
	43	H25.4.25	20
	44	H25.4.25	12
	45	H25.4.26	9.8
	46	H25.4.26	8.3
	47	H25.4.26	6.1
	48	H25.4.26	13
	49	H25.4.26	16
	50	H25.4.26	16

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95パーセンタイル値
標本数

実測値	対数正規分布
19.4	19.4
50.0	無限大
4.0	-3.7
17.5	17.2
10.6	11.1
	40.3
50	

たけのこのセシウム濃度分布(芝山町)

